日本産業精神保健学会認定産業精神保健専門職制度規則

第１章　総則

第１条　本制度は、産業精神保健に関する優れた学識、技能、経験を有した専門職を養成し、質の高い産業精神保健サービスを提供することを目的とする。

第２条　日本産業精神保健学会(以下、本学会)は、第１条の目的を達成するため、本学会認定産業精神保健専門職の制度を設け、産業精神保健専門職(以下、専門職)を認定する。

第２章　専門職制度委員会

第３条　専門職制度の管理運営を行うため、専門職制度委員会を設置する。

1. 専門職制度委員会の委員は、本学会常任理事会が選出し、理事会、評議員会および総会の承認を経て、理事長が委嘱する。
2. 専門職制度委員会には、委員長１名および委員若干名をおく。
3. 委員長は、委員の互選による。

第４条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

第３章　専門職の資格

第５条　専門職と認定されるためには 1.2.3.のいずれか、及び 4.5.のすべてを満たさなくてはならない。

1. 申請時点で、事業場にて月１回以上、産業医、精神科・心療内科等の嘱託医、心理職、看護職として産業精神保健活動に計３年以上従事していること。
2. 申請時点で、都道府県産業保健推進センターのメンタルヘルス相談員を計３年以上担当していること。
3. 申請時点で、衛生管理者、衛生推進者、人事労務担当者として、事業場にて計３年以上従事していること。
4. 申請時点で、３年間以上継続して本学会の会員であり、会費を納入していること。
5. 申請時点で、細則に定める規定単位を 50 単位以上取得していること。

第４章　専門職の認定

第６条　専門職認定を希望する者は、次の各号に定める書類を専門職制度委員会に提出しなくてはならない。

1. 専門職認定申請書(様式 1)
2. 履歴書(様式 2)
3. 産業精神保健活動３年以上従事の経歴書(様式 3)
4. 規定単位を 50 単位取得したことを証明する目録および資料一式(様式 4、参加証等資料)
5. 認定料振込証明書(払込書の写し)

第７条　専門職認定の審査は、専門職制度委員会が行い理事長が決裁する。

第８条　専門職認定の審査結果は、本学会総会および機関誌などにおいて公示する。

第９条　本学会理事長は、専門職認定者に対して産業精神保健専門職認定証を交付する。

第５章　専門職の認定更新

第10条 専門職の認定は、5 年ごとに更新する。

第11条 専門職の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を更新予定前年度の 10 月末日までに専門職制度委員会に提出する。

1. 専門職認定更新申請書(様式 5)
2. 専門職認定証(写し)
3. 規定単位を 50 単位取得したことを証明する目録および資料一式
4. 認定更新料振込証明書(払込書の写し)

第６章　専門職の取り消し

第12条 専門職は、次の各号の理由により、専門職制度委員会、会則で定める倫理委員会および常任理事会の議決を経てその資格を喪失する。

1. 正当な理由によって専門職の資格を辞退したいと申し出たとき。
2. 本学会の会則に従って、本学会会員でなくなったとき。
3. 本学会の名誉を傷つけたとき、あるいは適正な産業精神保健活動を行うのに妨げがあるとされたとき。
4. 専門職の認定更新を行わなかったとき。

第13条 前条以外の場合でも、本学会理事長は、専門職として不適当であると判断されたときには、専門職制度委員会および常任理事会の議決を経て、専門職の資格を取り消すことができる。

付記

1)2010 年 7 月 16 日に第 11 条 3.を一部変更

日本産業精神保健学会認定産業精神保健専門職制度規則施行細則

第1条　日本産業精神保健学会認定産業精神保健専門職制度規則の施行については、規則に定められた以外の事項については、本細則に従う。

第2条　専門職制度委員会の事務は、本学会事務局で行う。

第3条　すべての申請書類は、正本1通、副本2通を書留郵便にて専門職制度委員会まで郵送する。

第4条　すべての審査は、申請年度の年度末までに行う。

第5条　専門職に関する単位は、以下の各号の規定に従う。なお、単位とみなされるのは平成13年6月22日以降に発生したものに限る。

1. 本学会総会参加：15単位
2. 本学会総会発表
   一般演題発表：15単位　一般演題共同発表：10単位　一般演題司会：10単位
   会長講演：30単位　会長講演司会：15単位
   特別講演発表：25単位　特別講演司会：15単位
   シンポジウム発表：20単位　シンポジウム共同発表：10単位
   シンポジウム司会：10単位
   セミナー発表：15単位　セミナー共同発表：10単位　セミナー司会：10単位
3. 本学会研修セミナー
   参加：10単位　講演：20単位　司会：10単位
4. 日本ストレス学会・本学会共催シンポジウム
   参加：10単位　講演：20単位　司会：10単位
5. 産業精神保健論文発表
   原著と総説…筆頭著者：30単位　共同発表：15単位
   短報、意見、動向…筆頭著者：20単位　共同発表：10単位
6. 関連雑誌、著書
   筆頭著者：10単位　共同発表：5単位
7. 本学会が認定する学会、研究会等については、その都度専門職制度委員会にて検討する。

第6条　申請の際には、総会参加の領収証、参加証、プログラムの当該部分の写し、論文の別冊または写しなどを添付した単位を明示した目録を提出する。領収証や参加証の再発行は行わない。

第7条　申請に係わる手数料は以下の通りとする。
認定料：10,000円　　更新料：7,000円

◆認定料・更新料等 振込先

みずほ銀行 高田馬場支店 普通預金口座 4010902 一般社団法人日本産業精神保健学会